



住宅の取得またはリフォームへの支援制度



I 定住化促進対策住宅助成金 【町事業：平成30年7月1日から施行】

住宅の取得またはリフォームに助成金を交付します。

富岡町に住所を有する方、または住所を有しようとする方が町内に住宅の取得、またはリフォームするために要する経費の一部を助成しています。

対象となる住宅は、台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものであり、自己の居住の用に供する住宅であること。

○ 助成対象者：下記項目すべてに該当する方

- ① 富岡町に10年以上定住することを誓約すること。
- ② 町内居住届を提出すること。
- ③ 取得またはリフォームする住宅の持分を2分の1以上有する者で、住宅の所有者のうち一人でなければならない。
- ④ 取得またはリフォームした住宅の固定資産税の納税義務者となること。
- ⑤ 取得する住宅に定住する世帯全員に、町税等の滞納がないこと。
- ⑥ 過去にこの助成金交付対象者となっていないこと。
- ⑦ 世帯員のいずれもが富岡町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。



○ 助成対象事業

- ① 助成対象者が居住することを目的に、住宅の取得(新築・建売・中古)または、リフォームするための経費であること。
- ② 助成金の交付回数は、申請者に対して1回限りとします。
- ③ 当該年度内に完了する見込みのあるもので、平成25年3月25日以降の住宅の取得またはリフォームに関しては、日付を遡り対象とする。
- ④ 併用住宅の場合、居住面積が1/2以上であること。

※ 工事着手前に助成金交付決定前着手届(様式第3号)を提出してください。

○ 助成額

- ① この助成金は、住宅の取得またはリフォームした場合に交付するものとし、助成対象経費の15%かつ最大300万円までになります。
なお、助成額1万円未満の端数は切り捨てになります。
- ② 国または地方公共団体が行う他事業による補助金を受けている場合は、助成対象経費から控除します。(被災者生活再建支援金は、控除しない。)
- ③ 福島県外からの移住者で、福島県事業の「来てふくしま住宅取得支援事業」に該当する場合、併せて助成金(最大70万円)を受けることができます。

※ 住宅の延べ面積に要件があるため、事前に問い合わせください。

○ 施行日

この事業は、平成30年7月1日から施行し、平成25年3月25日から適用します。

2 帰還促進強化支援事業 【県事業：令和6年12月24日から施行】

福島県が帰還困難区域を抱える市町村の住民帰還率が低いことから、帰還率を上げるための施策として、帰還促進強化支援事業が施行され、追加の助成が受けられることになりました。

○ 助成対象者：帰還者の方で帰還促進強化支援事業に該当する方

- ・ 帰還者とは、平成23年3月11日時点で富岡町に住民票を有していた方、かつ、建物の持分を1/2以上有する所有者(申請者)
- ・ 遡及対象の適用により、令和5年4月1日以降に建築及びリフォーム等が完了し居住されている方
- ・ その他、富岡町定住化促進対策住宅助成事業に準拠

3 助成金まとめ

		定住化促進対策住宅助成金 (富岡町事業)	帰還促進強化支援事業 (福島県事業)
帰還者	新築	補助対象経費の15% かつ最大300万円	補助対象経費の10/10 かつ最大300万円
	中古 リフォーム等		補助対象経費の1/2 かつ最大150万円
移住者	新築	補助対象経費の15% かつ最大300万円	対象外
	中古 リフォーム等		

※. 県外からの移住者の方は、福島県事業の「来てふくしま住宅取得支援事業」の対象になります。(面積要件あり、補助額最大70万円)

4 事業期間及び期限

富岡町定住化促進対策住宅助成事業対象期間は以下のとおり。また、帰還促進強化支援事業は各区域の事業期間かつ令和13年3月31日(予定)になります。

- ① 避難指示解除区域 : 令和10年6月30日まで
- ② 特定復興再生拠点区域 : 令和15年3月31日まで
- ③ 特定帰還居住区域 : 避難指示解除の日から10年を満了した日まで

5 助成金の返還

下記項目のいずれかに該当するときは、助成金を返還することになります。

- ① 住宅取得日から10年未満で当該住宅を取壊し、貸与、売却した場合。
 - ② 住宅取得日から10年未満で申請者が当該住宅から転居、転出した場合。
 - ③ 誓約書等の提出書類に偽りその他不正があった場合。
- なお、定住等誓約書には連帯保証人を要件とします。

6 問い合わせ先

都市整備課 都市計画係 電話 0240-22-9008

